

令和5年度和泉市青少年問題協議会第1回会議

○日 時 令和5年7月8日（土）午前11時から

○場 所 和泉市役所3階3AB会議室

次 第

1. 市長挨拶

2. 委嘱状交付

3. 委員紹介

4. 議 事

議案（1）会長・副会長の選任について

議案（2）青少年健全育成啓発標語について

5. 第41回「青少年を非行から守る」市民大会について

6. 和泉市内における少年犯罪の状況について

7. その他

令和5年度和泉市青少年問題協議会第1回会議 配席図

日時:令和5年7月8日(土) 午前11時から

場所:和泉市役所3階3AB会議室

◎坂本委員

◎辻委員

松田委員◎

服部委員◎

澤村委員◎

駒澤委員◎

宮本委員◎

高井委員◎

横田(英治)委員◎

岡田委員◎

眞砂委員◎

佐藤委員◎

村井委員◎

◎坂井委員

◎山本委員

◎谷本委員

◎小川委員

◎池田委員

◎桃田委員

◎横田(春雄)委員

◎馬場委員

◎大場委員

◎石井委員

◎堀田委員



事務局

○橋本

○辻

○西田

○米田

○玉光

○堀田

和泉市青少年問題協議会規則

(昭和34年2月5日 規則第5号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）に定めるものを除くほか、同法第6条及び和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、和泉市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他協議会について必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 協議会は市長の諮問に応じて、条例第1条に掲げる当該担当事務について調査審議し、具申するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 各種団体の役員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 前条第2項第1号から第3号までに掲げる者として委嘱された委員は、当該職を失った場合においては、委員の職を失う。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長若干名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の招集の特例)

第7条 会長は、災害その他の理由により協議会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年和泉市条例第22号）別表に規定する附属機関の委員の例によるものとし、出席日数に応じて支給する。

2 前項の報酬は、毎月末日に支給する。

(費用弁償)

第9条 委員の費用弁償は、和泉市職員旅費条例（昭和31年条例第25号）の規定を準用し、その額は特別職相当額とし、市職員の例により支給する。

2 前項の費用弁償は、市外に旅行したとき支給する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、市長が和泉市教育委員会に委嘱して行う。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

令和5・6年度 和泉市青少年問題協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

	構成	氏名	所属	役職
1	3号委員 (関係行政機関の職員)	辻 宏康	和泉市長	
2	1号委員 (市議会議員)	坂本 健治	和泉市議会	議長
3		松田 義人	和泉市議会	副議長
4		服部 敏男	和泉市議会厚生文教委員会	委員長
5	2号委員 (各種団体の役員)	澤村 直幸	和泉市町会連合会	会長
6		駒澤 重信	和泉市青少年指導員協議会	会長
7		宮本 文雄	和泉市青少年指導員協議会	副会長
8		高井 政雄	和泉市青少年指導員協議会	副会長
9		横田 英治	和泉市青少年指導員協議会	副会長
10		岡田 俊郎	和泉市青少年指導員協議会	副会長
11		眞砂 裕充	和泉市民生委員児童委員協議会	会長
12		佐藤 正浩	和泉市社会福祉協議会	会長
13		村井 良之	和泉防犯協議会	会長
14		堀田 徳雄	和泉地区保護司会	会長
15		石井 啓美	和泉市更生保護女性会	会長
16		大場 美枝	和泉市こども会育成連絡協議会	副会長
17		馬場 友子	和泉市PTA協議会	会計
18		金野 敬太	和泉補導地区少年補導協助員会	会長
19		横田 春雄	和泉少年指導委員会	代表
20		桃田 千代彦	和泉少年補導員連絡会	会長
21		池田 功	和泉市スポーツ推進委員協議会	副会長
22	岸脇 淳介	和泉交通安全協会	会長	
23	3号委員 (関係行政機関の職員)	小川 秀幸	和泉市教育長	
24		稲垣 信也	和泉警察署	署長
25		谷本 健太郎	和泉警察署	生活安全課長
26	4号委員 (学識経験者)	山本 幸治	和泉市小学校校長会	
27		坂井 庸一郎	和泉市中学校校長会	

※構成は、和泉市青少年問題協議会規則第3条第3項の規定に基づくもの

令和3・4年度 和泉市青少年問題協議会役員について

(敬称略・順不同)

構成	役職	委員
3号委員	会長	和泉市長
1号委員	副会長	和泉市議会 議長
2号委員	副会長	和泉市町会連合会 会長
	副会長	和泉市青少年指導員協議会 会長
3号委員	副会長	和泉市教育長
	副会長	和泉警察署 署長

青少年健全育成啓発標語について

和泉市青少年指導員協議会理事会 選考作品

氏 名	住 所	標 語
佐々木 <small>ささき</small> 結菜 <small>ゆいな</small>	いぶき野	「どうしたの？」そのひと言が 人助け

大会宣言(案)

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の一環として、本大会を開催するにあたり、次のような目標を掲げ、これを達成するために、全ての市民が自らの問題として捉え、総力を挙げて取り組むことを提唱します。

- 一. 市民の青少年健全育成に対する意識を高め、青少年の生活環境を浄化する。
- 一. 家庭・学校・地域の連携を深め、連帯感と協力体制を強化する。
- 一. 地域におけるボランティア活動や体験活動を推進し、青少年の社会性・主体性を育む。
- 一. インターネット利用に起因する青少年の犯罪被害、性被害及びいじめを防止するため、インターネットの適切な利用に関する教育・啓発に取り組む。
- 一. 不良行為や初発型非行の早期発見に努め、的確な助言及び指導を行う。また、再非行を防止するため、更生をサポートする社会環境づくりを推進する。
- 一. 命の尊さ、他者への思いやり、物事の善悪の区別など、青少年の規範意識を養い、いじめや暴力行為・薬物乱用などの撲滅に取り組む。

以上の取り組みについては、子育ての基盤である家庭を中心に、学校や公的機関・関係団体等が、相互に連携・協力しながら、地域社会が一体となり、青少年の非行・犯罪被害の防止のために、より一層努力することを誓います。

令和5年7月8日

「青少年を非行から守る」市民大会